

令和8年5月13日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の27第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 農林中央金庫が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
岡山支店	岡山市北区磨屋町9-18-101	岡山市北区大供三丁目1番20号	令和8年5月7日

(2) 変更の理由

支店移転のため